

須崎市立地適正化計画

居住誘導区域に係る届出の手引

令和2年1月

居住誘導区域に係る届出について

須崎市では、令和2年1月に「須崎市立地適正化計画」を公表しました。須崎都市計画区域内で、この立地適正化計画に定める居住誘導区域に含まれない区域において、居住の用に供する開発行為や建築行為等を行おうとする場合に、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)の規定に基づき、事前の届出が必要となることがあります。

1. 届出の対象となる行為

事前の届出の対象となる行為は、須崎都市計画区域内の居住誘導区域外で行う、下記の開発行為及び建築等行為です。

開発行為	①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ②1戸または2戸の住宅の建築目的で、その規模が1,000 m ² 以上の開発行為
建築等行為	①3戸以上の住宅を建築する場合 ②建築物を改築、または用途変更して3戸以上の住宅等などとする場合

※ここでいう住宅とは、専用住宅・共同住宅・長屋住宅等を示します。

3. 届出の期日

開発行為又は建築等行為に着手する日の30日前までに、須崎市へ届出をしてください。

4. 届出書類

届出は、届出書(様式)に添付図書を添えて提出してください。届出書の様式及び添付図書は、都市再生特別措置法施行規則により、下記のとおり定められています。

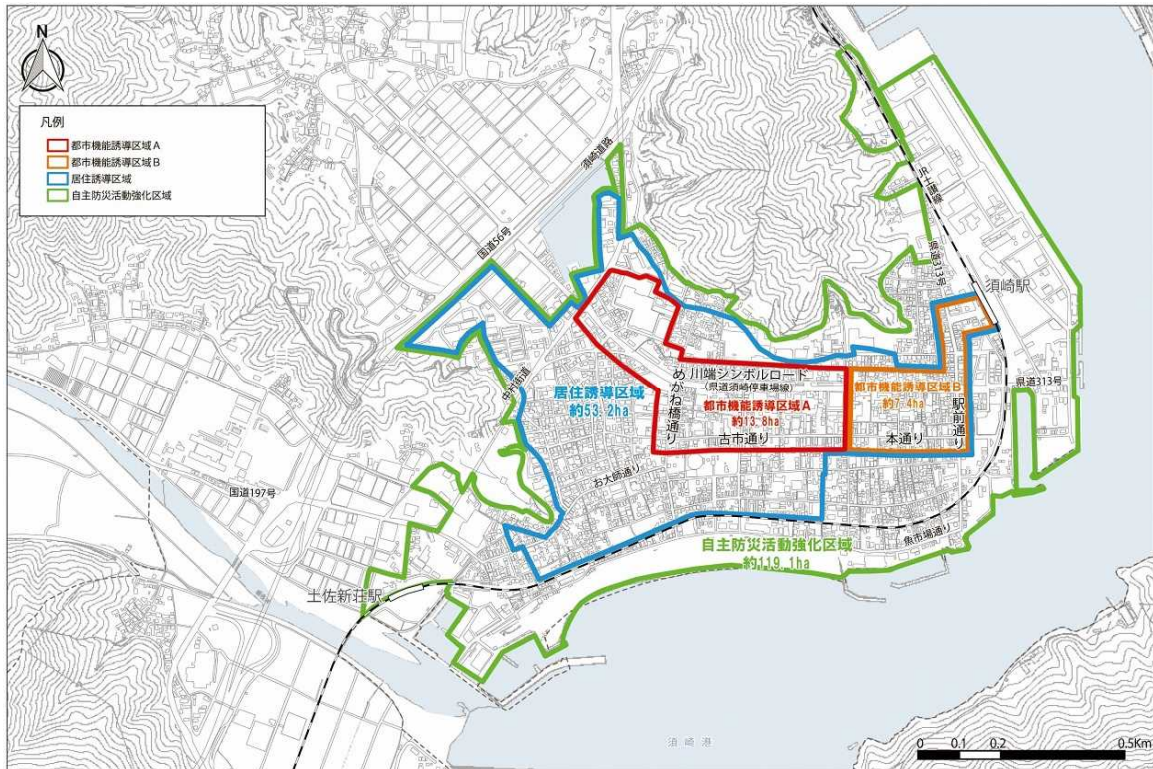
開発行為 (法施行規則第 35 条)	①届出書:様式第 10(第 35 条第1項第1号関係) ②添付図書 ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 (縮尺 1,000 分の 1 以上) ・設計図 (縮尺 100 分の 1 以上) ・その他参考となる事項を記載した図書
建築等行為 (法施行規則第 35 条)	①届出書:様式第 11(第 35 条第1項第2号関係) ②添付図書 ・敷地内における建築物の位置を表示する図面 (縮尺 100 分の 1 以上) ・建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図 (縮尺 50 分の 1 以上) ・その他参考となる事項を記載した図書
届出内容の変更 (法施行規則第 38 条)	①届出書:様式第 12(第 38 条第1項関係) ②添付図書:上記のそれぞれの場合と同様

5. 届出に対する市側の対応

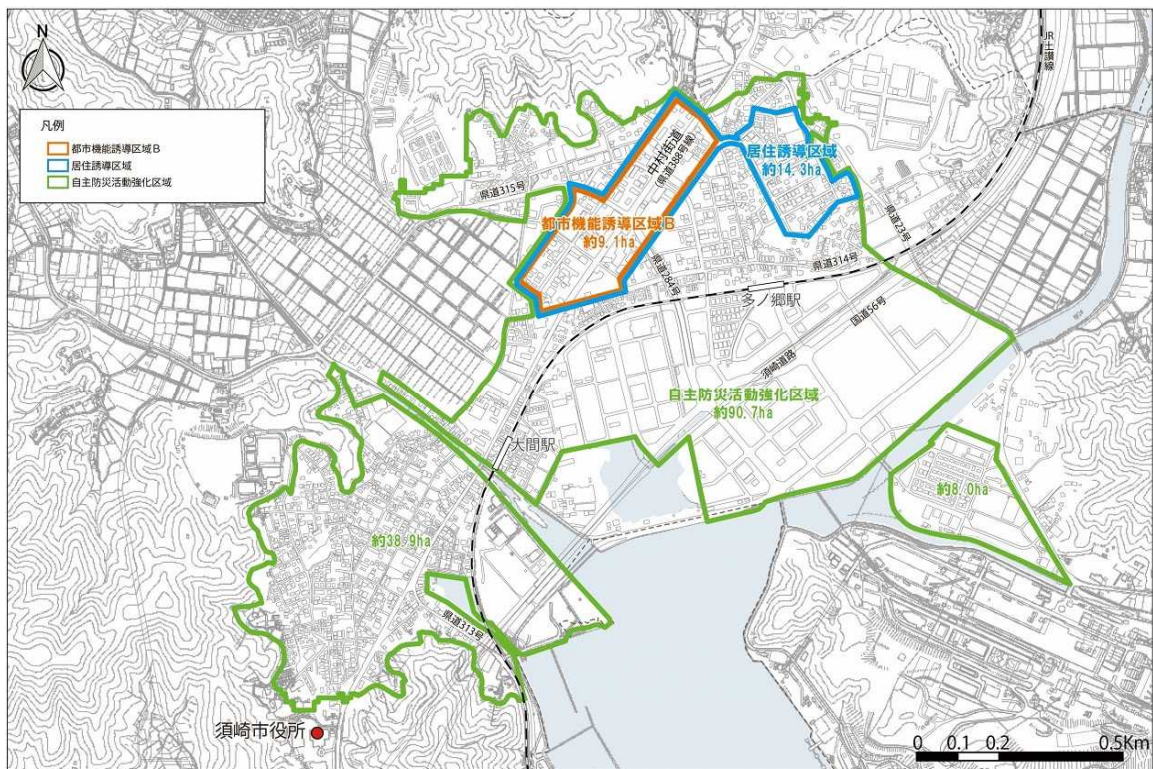
須崎市では届出を受けて、居住誘導区域外における住宅等立地の動向を把握するとともに、居住誘導区域に関する施策等について、情報提供等を行うことがあります。

6. 誘導区域図

【JR須崎駅周辺地区】



【JR多ノ郷駅周辺地区】



届 出 様 式

様式第 10 (第 35 条第 1 項第 1 号関係)

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

須 崎 市 長 様

届出者 住 所

氏 名

印

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 住宅等の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第 11（第 35 条第 1 項第 2 号関係）

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、</p> <table border="0"><tr><td rowspan="3" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td><td>住宅等の新築</td></tr><tr><td>建築物を改築して住宅等とする行為</td></tr><tr><td>建築物の用途を変更して住宅等とする行為</td></tr></table> <p>について、下記により届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>須 崎 市 長 様</p> <p>届出者 住 所</p> <p>氏 名 印</p>		{	住宅等の新築	建築物を改築して住宅等とする行為	建築物の用途を変更して住宅等とする行為
{	住宅等の新築				
	建築物を改築して住宅等とする行為				
	建築物の用途を変更して住宅等とする行為				
1 住宅等を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積					
2 新築しようとする住宅等又は改築 若しくは用途の変更後の住宅等の 用途					
3 改築又は用途の変更をしようとする 場合は既存の建築物の用途					
4 その他必要な事項					

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第12（第38条第1項関係）

行為の変更届出書

年 月 日

須崎市長様

届出者 住所

氏名

印

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。